

『調査・設計等業務委託における管理技術者及び照査技術者の配置要件、資格要件』 新旧対照表

新（平成 30 年 3 月 15 日以降適用）

旧（平成 29 年 9 月 1 日以降適用）

（別紙 1）省略

（別紙 1）省略

別紙 2

別紙 2

土木工事に係る設計・調査等業務委託における
管理技術者及び照査技術者等の資格要件

土木工事に係る設計・調査等業務委託における
管理技術者及び照査技術者等の資格要件

1. 管理技術者、照査技術者の資格要件

1. 管理技術者、照査技術者の資格要件

業務の種類	管理技術者	照査技術者
<input type="checkbox"/> 設計業務	技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第2条に規定する技術士[総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は業務に該当する部門]、国土交通省登録技術者資格[資格が対象とする区分(施設分野等一業務)は特記仕様書による]、一般社団法人建設コンサルタンツ協会が付与するシビルコンサルティングマネージャー(以下「RCCM」という。)*の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する者 ※ <u>特記仕様書で国土交通省登録技術者資格として指定する分野を除く</u> ただし、業務委託金額が 500 万円未満の場合は、資格を問わない。(発注者が指定した重要構造物設計業務は除く) 【これと同等の能力と経験を有する技術者とは】 ① 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による大学(旧大学令による大学を含む。)又は高等専門学校(旧専門学校令による専門学校を含む。)の土木工学又は同等の工学に関する科目を修めて卒業した後、建設コンサルタント等業務に関し 20 年以上の実務経験を有する者 ② 学校教育法による高等学校の土木工学又は同等の工学に関する科目を修めて卒業した後、建設コンサルタント等業務に 22 年以上の実務経験を有する者 ③ その他の者にあつては、建設コンサルタント等業務に 25 年以上の実務経験を有する者 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 【土木工学又は同等の工学に関する科目】 橋梁工学、土質工学、河川工学、海岸工学、構造力学、材料工学、水理学、道路・鉄道工学、コンクリート工学、都市計画、農業土木、森林土木、機械工学、建築学、鉱山学、地学、物理学等 【建設コンサルタント等業務従事年数】 建設事業の計画・調査・立案・助言及び建設工事の計画・管理業務に従事又はこれを監理した期間の合計年数とする。 </div>	管理技術者資格と同等で、兼任はできない

業務の種類	管理技術者	照査技術者
<input type="checkbox"/> 設計業務	技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第2条に規定する技術士[総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は業務に該当する部門]、国土交通省登録技術者資格[資格が対象とする区分(施設分野等一業務)は特記仕様書による]、一般社団法人建設コンサルタンツ協会が付与するシビルコンサルティングマネージャー(以下「RCCM」という。)*の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する者 ※ <u>国土交通省登録技術者資格となっている分野以外</u> ただし、業務委託金額が 500 万円未満の場合は、資格を問わない。(発注者が指定した重要構造物設計業務は除く) 【これと同等の能力と経験を有する技術者とは】 ① 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による大学(旧大学令による大学を含む。)又は高等専門学校(旧専門学校令による専門学校を含む。)の土木工学又は同等の工学に関する科目を修めて卒業した後、建設コンサルタント等業務に関し 20 年以上の実務経験を有する者 ② 学校教育法による高等学校の土木工学又は同等の工学に関する科目を修めて卒業した後、建設コンサルタント等業務に 22 年以上の実務経験を有する者 ③ その他の者にあつては、建設コンサルタント等業務に 25 年以上の実務経験を有する者 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 【土木工学又は同等の工学に関する科目】 橋梁工学、土質工学、河川工学、海岸工学、構造力学、材料工学、水理学、道路・鉄道工学、コンクリート工学、都市計画、農業土木、森林土木、機械工学、建築学、鉱山学、地学、物理学等 【建設コンサルタント等業務従事年数】 建設事業の計画・調査・立案・助言及び建設工事の計画・管理業務に従事又はこれを監理した期間の合計年数とする。 </div>	管理技術者資格と同等で、兼任はできない

『調査・設計等業務委託における管理技術者及び照査技術者の配置要件、資格要件』 新旧対照表

新（平成 30 年 3 月 15 日以降適用）			旧（平成 29 年 9 月 1 日以降適用）		
業務の種類	管理技術者	照査技術者	業務の種類	管理技術者	照査技術者
<input type="checkbox"/> 地質・土質調査業務	<p>技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 2 条に規定する技術士[総合技術監理部門(選択科目: <u>建設－土質及び基礎</u>、又は<u>応用理学－地質</u>)又は建設部門(選択科目: 土質及び基礎)若しくは応用理学部門(選択科目: 地質)], 国土交通省登録技術者資格[資格が対象とする区分(施設分野等－業務)は特記仕様書による], RCCM(地質部門又は土質及び基礎部門)の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する者。なお、業務の範囲が現場での調査・計測作業のみである場合、又は内業を含み、かつその範囲が、地質・土質調査業務共通仕様書第 602 条第 2 項から第 4 項までの場合、地質調査技士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者を管理技術者としてすることができる。</p> <p>【これと同等の能力と経験を有する技術者とは】</p> <p>① 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による大学(旧大学令による大学を含む。)又は高等専門学校(旧専門学校令による専門学校を含む。)の土木工学又は同等の工学に関する科目を修めて卒業した後、地質・土質調査業務に関し 15 年以上の実務経験を有する者</p> <p>② 学校教育法による高等学校の土木工学又は同等の工学に関する科目を修めて卒業した後、地質・土質調査業務に関し 20 年以上の実務経験を有する者</p> <p>③ その他の者にあつては、地質・土質調査業務に 25 年以上の実務経験を有する者</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【土木工学又は同等の工学に関する科目】 橋梁工学、土質工学、河川工学、海岸工学、構造力学、材料工学、水理学、道路・鉄道工学、コンクリート工学、都市計画、農業土木、森林土木、機械工学、建築学、鉱山学、地学、物理学等</p> <p>【地質・土質調査業務従事年数】 地質・土質調査業務の計画・調査・立案・助言及び管理業務に従事又はこれを監理した期間の合計年数とする。</p> </div>	<p>管理技術者資格と同等で、兼任はできない</p>	<input type="checkbox"/> 地質・土質調査業務	<p>技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 2 条に規定する技術士[総合技術監理部門(選択科目: <u>建設一般並びに土質及び基礎</u>、又は<u>応用理学一般及び地質</u>)又は建設部門(選択科目: 土質及び基礎)若しくは応用理学部門(選択科目: 地質)], 国土交通省登録技術者資格[資格が対象とする区分(施設分野等－業務)は特記仕様書による], RCCM(地質部門又は土質及び基礎部門)の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する者。なお、業務の範囲が現場での調査・計測作業のみである場合、又は内業を含み、かつその範囲が、地質・土質調査業務共通仕様書第 602 条第 2 項から第 4 項までの場合、地質調査技士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者を管理技術者としてすることができる。</p> <p>【これと同等の能力と経験を有する技術者とは】</p> <p>① 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による大学(旧大学令による大学を含む。)又は高等専門学校(旧専門学校令による専門学校を含む。)の土木工学又は同等の工学に関する科目を修めて卒業した後、地質・土質調査業務に関し 15 年以上の実務経験を有する者</p> <p>② 学校教育法による高等学校の土木工学又は同等の工学に関する科目を修めて卒業した後、地質・土質調査業務に関し 20 年以上の実務経験を有する者</p> <p>③ その他の者にあつては、地質・土質調査業務に 25 年以上の実務経験を有する者</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【土木工学又は同等の工学に関する科目】 橋梁工学、土質工学、河川工学、海岸工学、構造力学、材料工学、水理学、道路・鉄道工学、コンクリート工学、都市計画、農業土木、森林土木、機械工学、建築学、鉱山学、地学、物理学等</p> <p>【地質・土質調査業務従事年数】 地質・土質調査業務の計画・調査・立案・助言及び管理業務に従事又はこれを監理した期間の合計年数とする。</p> </div>	<p>管理技術者資格と同等で、兼任はできない</p>

『調査・設計等業務委託における管理技術者及び照査技術者の配置要件、資格要件』 新旧対照表

新（平成30年3月15日以降適用）

旧（平成29年9月1日以降適用）

国土交通省登録技術者資格

別紙3

（平成30年3月15日以降適用）

番号	資格が対象とする区分※1			資格の名称	資格付与事業又は事務を行う者の名称	登録時期※3	登録番号
	施設分野	業務	知識・技術を求める者※2				
1	土木機械設備	診断	管理技術者	RCCM(機械)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第2回	第51号
2	土木機械設備	診断	管理技術者	1級ポンプ施設管理技術者	(一社)河川ポンプ施設技術協会	第2回	第52号
3	公園施設(遊具)	点検	管理技術者	公園施設点検管理士	(一社)日本公園施設業協会	第2回	第53号
4	公園施設(遊具)	点検	担当技術者	公園施設点検技士	(一社)日本公園施設業協会	第2回	第54号
5	公園施設(遊具)	診断	管理技術者	公園施設点検管理士	(一社)日本公園施設業協会	第2回	第55号
6	公園施設(遊具)	診断	担当技術者	公園施設点検技士	(一社)日本公園施設業協会	第2回	第56号

（合計251資格）

- > 別紙3に、登録番号第212号～第251号の40資格を追加
- > 「別表」の施設分野等の順に合せ並びを変更

国土交通省登録技術者資格

別紙3

（平成29年9月1日以降適用）

番号	資格が対象とする区分※1			資格の名称	資格付与事業又は事務を行う者の名称	登録時期※3	登録番号
	施設分野	業務	知識・技術を求める者※2				
1	砂防設備	点検・診断	管理技術者	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第1回	第1号
2	砂防設備	点検・診断	管理技術者	砂防・急傾斜管理技術者	(公社)砂防学会	第2回	第58号
3	砂防	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第2回	第120号
4	砂防	計画・調査・設計	管理技術者・照査技術者	砂防・急傾斜管理技術者	(公社)砂防学会	第2回	第121号
5	地すべり防止施設	点検・診断	管理技術者	RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋)	(一社)建設コンサルタンツ協会	第1回	第2号
6	地すべり防止施設	点検・診断	管理技術者	地すべり防止工事士	(一社)斜面防災対策技術協会	第1回	第3号

（合計211資格）

『調査・設計等業務委託における管理技術者及び照査技術者の配置要件、資格要件』 新旧対照表

新（平成30年3月15日以降適用）

旧（平成29年9月1日以降適用）

別表

(一) 点検・診断等業務

資格が対象とする区分			必要な知識・技術
施設分野等	業務	知識・技術を求める者	
土木機械設備	診断	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	土木機械設備の診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力
公園施設(遊具)	点検	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	公園施設(遊具)の点検業務の実施にあたり、点検を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
		業務を担当する者(担当技術者)	公園施設(遊具)の点検業務の実施にあたり、点検を確実に履行するために必要な知識及び技術
	診断	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	公園施設(遊具)の診断業務の実施にあたり、診断を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
		業務を担当する者(担当技術者)	公園施設(遊具)の診断業務の実施にあたり、診断を確実に履行するために必要な知識及び技術
堤防・河道	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	堤防・河道の点検・診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
		業務を担当する者(担当技術者)	堤防・河道の点検・診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術
下水道管路施設	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	下水道管路施設の点検・診断業務を確実に履行するため、下水道管路管理や安全管理に関する法規等に加え、確実な点検・診断手法を選定する能力、異状の程度や緊急度等を適切に判断する技術、並びに業務の管理及び統括を行う能力
	点検	業務を担当する者(担当技術者)	下水道管路施設の点検を確実に履行するため、下水道管路管理や安全管理に関する法規等に加え、機械器具等の的確な操作及び異状箇所を記録する技術
砂防設備	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	砂防設備の点検・診断業務の実施にあたり、適確な方法により点検を行うとともに、調査結果を元に健全度を評価するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
地すべり防止施設	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	地すべり防止施設の点検・診断業務の実施にあたり、適確な方法により点検を行うとともに、調査結果を元に健全度を評価するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
急傾斜地崩壊防止施設	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	急傾斜地崩壊防止施設の点検・診断業務の実施にあたり、適確な方法により点検を行うとともに、調査結果を元に健全度を評価するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
海岸堤防等	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	海岸堤防等の点検・診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
橋梁(鋼橋)	点検	業務を担当する者(担当技術者)	道路橋(鋼橋)の点検業務の実施にあたり、道路法施行規則(昭和二十七年建設省令第二十五号)第四条の五の五に定められた事項(健全性の診断を除く)を確実に履行するために必要な知識及び技術
	診断	業務を担当する者(担当技術者)	道路橋(鋼橋)の診断業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の五に定められた事項(健全性の診断)を確実に履行するために必要な知識及び技術

別表

(一) 点検・診断等業務

資格が対象とする区分			必要な知識・技術
施設分野等	業務	知識・技術を求める者	
土木機械設備	診断	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	土木機械設備の診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力
公園施設(遊具)	点検	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	公園施設(遊具)の点検業務の実施にあたり、点検を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
		業務を担当する者(担当技術者)	公園施設(遊具)の点検業務の実施にあたり、点検を確実に履行するために必要な知識及び技術
	診断	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	公園施設(遊具)の診断業務の実施にあたり、診断を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
		業務を担当する者(担当技術者)	公園施設(遊具)の診断業務の実施にあたり、診断を確実に履行するために必要な知識及び技術
堤防・河道	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	堤防・河道の点検・診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
		業務を担当する者(担当技術者)	堤防・河道の点検・診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術
下水道管路施設	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	下水道管路施設の点検・診断業務を確実に履行するため、下水道管路管理や安全管理に関する法規等に加え、確実な点検・診断手法を選定する能力、異状の程度や緊急度等を適切に判断する技術、並びに業務の管理及び統括を行う能力
	点検	業務を担当する者(担当技術者)	下水道管路施設の点検を確実に履行するため、下水道管路管理や安全管理に関する法規等に加え、機械器具等の的確な操作及び異状箇所を記録する技術
砂防設備	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	砂防設備の点検・診断業務の実施にあたり、適確な方法により点検を行うとともに、調査結果を元に健全度を評価するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
地すべり防止施設	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	地すべり防止施設の点検・診断業務の実施にあたり、適確な方法により点検を行うとともに、調査結果を元に健全度を評価するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
急傾斜地崩壊防止施設	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	急傾斜地崩壊防止施設の点検・診断業務の実施にあたり、適確な方法により点検を行うとともに、調査結果を元に健全度を評価するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
海岸堤防等	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	海岸堤防等の点検・診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
橋梁(鋼橋)	点検	業務を担当する者(担当技術者)	道路橋(鋼橋)の点検業務の実施にあたり、道路法施行規則(昭和二十七年建設省令第二十五号)第四条の五の五に定められた事項(健全性の診断を除く)を確実に履行するために必要な知識及び技術
	診断	業務を担当する者(担当技術者)	道路橋(鋼橋)の診断業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の五に定められた事項(健全性の診断)を確実に履行するために必要な知識及び技術

『調査・設計等業務委託における管理技術者及び照査技術者の配置要件、資格要件』 新旧対照表

新（平成30年3月15日以降適用）

旧（平成29年9月1日以降適用）

追加

追加

資格が対象とする区分			必要な知識・技術
施設分野等	業務	知識・技術を求める者	
橋梁(コンクリート橋)	点検	業務を担当する者(担当技術者)	道路橋(コンクリート橋)の点検業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の五に定められた事項(健全性の診断を除く)を確実に履行するために必要な知識及び技術
	診断	業務を担当する者(担当技術者)	道路橋(コンクリート橋)の診断業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の五に定められた事項(健全性の診断)を確実に履行するために必要な知識及び技術
トンネル	点検	業務を担当する者(担当技術者)	道路トンネルの点検業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の五に定められた事項(健全性の診断を除く)を確実に履行するために必要な知識及び技術
	診断	業務を担当する者(担当技術者)	道路トンネルの診断業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の五に定められた事項(健全性の診断)を確実に履行するために必要な知識及び技術
舗装	点検	業務を担当する者(担当技術者)	舗装の点検業務を確実に履行するために必要な知識及び技術
	診断	業務を担当する者(担当技術者)	舗装の診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術
小規模附属物	点検	業務を担当する者(担当技術者)	小規模附属物の点検業務を確実に履行するために必要な知識及び技術
	診断	業務を担当する者(担当技術者)	小規模附属物の診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術
港湾施設	計画策定(維持管理)	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	港湾施設の維持管理計画策定業務の実施にあたり、港湾の施設の技術上の基準を定める省令(平成十九年国土交通省令第十五号)第四条第三項に定められた事項を履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	港湾施設の点検・診断業務の実施にあたり、港湾の施設の技術上の基準を定める省令第四条第三項に定められた事項を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
	設計(維持管理)	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	港湾施設の維持・修繕設計業務の実施にあたり、港湾の施設の技術上の基準を定める省令第二条及び第四条第三項に定められた事項を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
空港施設	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	滑走路、誘導路及びエプロンの点検・診断業務の実施にあたり、施設の管理における保安上の基準に関する法規等に加え、的確な点検・診断手法により、異常の程度を適切に評価するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
	設計(維持管理)	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	滑走路、誘導路及びエプロンの修繕・更新設計業務の実施にあたり、施設の管理における保安上の基準に関する法令等に加え、設計条件を整理し、的確に設計へ反映するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力

この表中の公園施設(遊具)とは、都市公園法施行令第五条に規定する遊戯施設(ただし、建築基準法施行令第三百三十八条第二項第二号及び第三号に掲げる遊戯施設を除く。)のうち、主として子供の利用に供することを目的として、地面に固定されているものをいう。

資格が対象とする区分			必要な知識・技術
施設分野等	業務	知識・技術を求める者	
橋梁(コンクリート橋)	点検	業務を担当する者(担当技術者)	道路橋(コンクリート橋)の点検業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の五に定められた事項(健全性の診断を除く)を確実に履行するために必要な知識及び技術
	診断	業務を担当する者(担当技術者)	道路橋(コンクリート橋)の診断業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の五に定められた事項(健全性の診断)を確実に履行するために必要な知識及び技術
トンネル	点検	業務を担当する者(担当技術者)	道路トンネルの点検業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の五に定められた事項(健全性の診断を除く)を確実に履行するために必要な知識及び技術
	診断	業務を担当する者(担当技術者)	道路トンネルの診断業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の五に定められた事項(健全性の診断)を確実に履行するために必要な知識及び技術
(新規)			
(新規)			
港湾施設	計画策定(維持管理)	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	港湾施設の維持管理計画策定業務の実施にあたり、港湾の施設の技術上の基準を定める省令(平成十九年国土交通省令第十五号)第四条第三項に定められた事項を履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	港湾施設の点検・診断業務の実施にあたり、港湾の施設の技術上の基準を定める省令第四条第三項に定められた事項を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
	設計(維持管理)	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	港湾施設の維持・修繕設計業務の実施にあたり、港湾の施設の技術上の基準を定める省令第二条及び第四条第三項に定められた事項を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
空港施設	点検・診断	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	滑走路、誘導路及びエプロンの点検・診断業務の実施にあたり、施設の管理における保安上の基準に関する法規等に加え、的確な点検・診断手法により、異常の程度を適切に評価するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力
	設計(維持管理)	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)	滑走路、誘導路及びエプロンの修繕・更新設計業務の実施にあたり、施設の管理における保安上の基準に関する法令等に加え、設計条件を整理し、的確に設計へ反映するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力

この表中の公園施設(遊具)とは、都市公園法施行令第五条に規定する遊戯施設(ただし、建築基準法施行令第三百三十八条第二項第二号及び第三号に掲げる遊戯施設を除く。)のうち、主として子供の利用に供することを目的として、地面に固定されているものをいう。

